

京都市「しまつのこころ条例」*に基づく報告書の提出について

- この文書（両面1枚）は、報告書の作成前に必ずお読みください。
 - この文書のほか、以下の文書を同封しています。
 - ① 提出様式、② 返信用封筒（切手貼付要）、③ 参考資料（取組例、実施結果）、④ チラシ（優良事業所募集の御案内 ほか）
- また、昨年度の公表資料及び提出様式の記入例は本市ホームページ「京都ごみネット」に掲載しておりますので、適宜御参照ください。（URLは裏面参照）

※「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称

平素は、本市の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、対象事業者の皆様におかれましては、「しまつのこころ条例」（以下「条例」という。）

第17条に基づく報告書を令和7年6月30日（月）までに提出いただく必要があります。

報告書は、郵送（同封の返信用封筒に切手の貼付要）・FAXでも提出いただけますが、できる限り、電子メールによる提出に御協力ください。

報告書の作成に当たっての御不明な点等については、ホームページに掲載している記入例やQ&A、同封の取組例を御覧いただくか、裏面記載の担当者に御連絡ください。

報告書の提出義務がある事業者の要件（該当の提出様式のみを同封しています。）

業種の別	面積要件
物品小売業者 （食品スーパー、コンビニエンスストア、家電量販店等）	① 1店舗の延床面積が <u>500 m²</u> 以上
飲食店業者 （レストラン、直営レストランがあるホテル、料理旅館等）	② 京都市内のチェーン店の延床面積の合計が <u>3,000 m²</u> 以上
ホテル・旅館業者 （ホテル、旅館、料理旅館等）	① 1ホテル/旅館の延床面積が <u>1,000 m²</u> 以上 ② 京都市内のチェーン店の延床面積の合計が <u>3,000 m²</u> 以上
大学	京都市内の全ての大学・短期大学（面積要件なし）

注1 令和7年4月1日現在の店舗等について報告してください。

注2 京都市内に所在する事業所（店舗等）が報告対象です。京都府下ではありません。

注3 ①又は②のどちらか、①と②の両方に該当すれば、報告書の提出義務があります。

注4 延床面積は、バックヤード（倉庫、事務室、調理室、通路、階段ほか）も含まれます。

■ 事業者報告制度（2R取組等事業者報告書制度）とは

条例では、市民及び事業者の皆様による2Rと分別・リサイクルの取組について具体的に定めるとともに、本市がその進捗状況を把握するため、要件を満たす事業者の皆様から毎年1回、前年度の取組実績と今年度の取組計画を記載した報告書兼計画書を市長に提出する「**事業者報告制度**」を**事業者の義務**として定めています。

今回は、前年度の実績*として令和6（2024）年度分、今年度の計画*として令和7（2025）年度分の取組内容を**令和7年6月30日（月）までに**報告していただく必要があります。

※ 前年度の実績	令和6（2024）年度分	対象期間：	令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日
今年度の計画	令和7（2025）年度分		令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日

■ 報告書が期限までに提出されなかった場合の本市の対応について

期限までに提出がない場合や、記載されている取組が十分でない場合等には、文書による改善勧告を行います。それでも改善されない場合には、事業者名を本市ホームページで公表します。

注意事項

(1) 電子メールで提出する場合について

下記ホームページに報告様式（Word形式）を掲載していますので、ファイル添付により下記メールアドレスあてに御提出ください。タイトルは「しまつのこころ（事業者名）」としてください。

(2) 取組の支援

2R等を促進するために必要なPRツール（POP、ステッカー等）を配布しています（下記ホームページ (4) 取組の支援「店舗用PRツール一覧」に掲載）。御希望の場合は、下記担当者に御連絡ください。

(3) 顕彰制度「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定」の御案内

事業ごみの減量及び再資源化に積極的に取り組んでいる事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」に認定します。認定された事業所に関しては、一度認定を受けていただくと、毎年度申請いただく必要はありません。さらに「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」のうち、独自性がある、先進的であるなど、特に優れた取組を行う事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良賞」として年度ごとに表彰します。詳しくは同封のチラシを御覧いただき、ぜひ御応募ください。

問合せ先、提出先、ホームページ

京都市 環境政策局 資源循環推進課 2R推進担当 林、中村

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3946 FAX：075-213-0453 E-MAIL：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

URL：<https://kyoto-kogomi.net/business/houkoku/>

（京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト [京都ごみネット](#) で検索。

事業者のみなさま > 報告・届出義務制度 に掲載しています。）